

令和 5 年度 第 4 回

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

住民基本台帳ネットワークシステム・
情報提供ネットワークシステム運用監視部会
報告事項

令和 6 年 3 月 19 日

次 第

審議結果－1	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果 の妥当性の評価について	・・・ 1
審議結果－2	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の 妥当性の評価について	・・・ 2
参 考 資 料	令和5年度第2回配布資料	・・・ 3

住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果 の妥当性の評価について

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

部会点検日

令和6年1月12日

点検内容

区が実施した住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）のセキュリティ対策について、実施結果が妥当であるかの評価を行う。

今回の評価対象は、次の2点である。

- (1) 住基ネット緊急時対応訓練の実施結果について
- (2) 住基ネット安全措置実施状況等に関する職員自己点検（以下「住基ネット自己点検」という。）の実施結果と結果を受けての対策について

審議結果

(1) 住基ネット緊急時対応訓練の実施結果について

副区長をはじめとする緊急時対策会議構成員への訓練、住基ネット端末（以下「統合端末」という。）を利用する部署の職員への訓練及び住基ネット緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を実施していることを確認した。職員に対する訓練については、各部署における統合端末の利用のあり方に応じた訓練を行っており、その内容が適正であることを確認した。

以上から、本訓練はセキュリティ対策として効果的であると認められる。

(2) 住基ネット自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

自己点検の結果、住基ネット業務を行うにあたって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は、適正であることを確認した。

自己点検結果から得られた改善点を中心に各部署への振り返りを実施し、セキュリティ対策の周知徹底を行うことを確認した。また、次年度の初任者教育等においても自己点検結果を活用し、職員のセキュリティ意識の向上に努めることを確認した。

以上から、本自己点検はセキュリティ対策として効果的であると認められる。

総 評

住基ネットのセキュリティ対策の実施結果について妥当であることを確認した。

情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価実施結果の 妥当性の評価について

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

部会点検日

令和6年1月12日

点検内容

区が実施した情報提供ネットワークシステムのセキュリティ対策について、実施結果が妥当であるかの評価を行う。

今回の評価対象は、次の3点である。

- (1) 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検の実施結果について
- (2) 情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について
- (3) 情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

審議結果

(1) 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検の実施結果について
各自己点検項目について、回答内容及び回答根拠となる規程類等や区の判断基準が妥当であることを確認した。自己点検については、適正に実施されていることを確認した。

(2) 情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について
情報連携実施課への連絡訓練及びCSIRT構成員等への役割確認・連絡訓練を行っていることを確認した。情報連携実施課への障害情報をメール及び電話にて連絡し、障害情報の確実な伝達に努めるなど訓練は適正に実施されたことを確認した。

以上から、本訓練はセキュリティ対策として効果的であると認められる。

(3) 情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

職員自己点検の結果、情報連携事務を行うにあたって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は、適正であることを確認した。自己点検結果と今後の改善点については、各部署へ情報共有を行い、セキュリティ対策の周知徹底を行うことを確認した。

以上から、本自己点検はセキュリティ対策として効果的であると認められる。

総 評

情報提供ネットワークシステムのセキュリティ対策の実施結果について妥当であることを確認した。

令和5年度第2回運用監視部会配布資料

議題番号	資料名等	資料番号
—	次第	部会資料1
住民基本台帳ネットワークシステムに関する事項		
議題1-1	住民基本台帳ネットワークシステム 緊急時対応訓練の実施結果について	部会資料2
議題1-2	住民基本台帳ネットワークシステム 安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と 結果を受けての対策について	部会資料3
情報提供ネットワークシステムに関する事項		
議題2-1	情報提供ネットワークシステム 接続運用規程に基づく自己点検の実施結果について	部会資料4
議題2-2	情報提供ネットワークシステム 緊急時対応訓練の実施結果について	部会資料5
議題2-3	情報提供ネットワークシステム 安全措置実施状況等に関する自己点検の実施結果と 結果を受けての対策について	部会資料6
その他		
—	令和6年度の運用監視部会の運営について	部会資料7

令和6年1月12日（金）午後2時から
杉並区役所西棟6階第6会議室

令和5年度第2回住民基本台帳ネットワークシステム・ 情報提供ネットワークシステム運用監視部会 次第

1 住民基本台帳ネットワークシステムに関する事項

○ 議題

- 1-1 住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について
- 1-2 住民基本台帳ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

2 情報提供ネットワークシステムに関する事項

○ 議題

- 2-1 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく自己点検の実施結果について
- 2-2 情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について
- 2-3 情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について

令和5年度住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）緊急時対応訓練の実施結果は、下表のとおり。

区分	対 象	内 容	結 果	実施期間
①	緊急時対策会議構成員（注1） （計8名（注4））	1. 緊急時対応計画（注2）に基づき、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認 2. 緊急時対策会議構成員の役割確認 3. 緊急事態発生時の想定訓練	・緊急時対策会議構成員（以下「構成員」という。）について、緊急事態が発生してからの段階別の対応、脅威度による対応の違い及び緊急時に招集された際の流れを確認する訓練を行った。 ・緊急時の連絡体制については、連絡経路だけでなく構成員が不在の際の代理者についても確認を行った。 ・各構成員の役割として、緊急時における各役職に応じた責務や規程に定められた取るべき行動を確認した。 ・具体的な事例の緊急事態が発生したことを想定し、会議形式でのシナリオ訓練を行った。	12月8日
②	区民課住民記録係長及び調整担当係長 個人番号カード交付担当係長 各区民係の係長又は主査 （計10名（注4）） ※休職や産休・育休により不在の職員は除く。	1. 緊急時対応計画に基づき、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認 2. 緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発	・住民記録係住基ネット担当職員が講師となり、各係の係長級職員に対し訓練を実施した。 ・訓練では、緊急時を「障害」及び「不正行為」の2つに区分し、それぞれの連絡体制と対応手順を確認した。加えて、緊急事態を誘発しかねない事象について啓発を行った。特に、住基ネット端末（以下「統合端末」という。）から離席する際のログオフや統合端末の不正利用を防止するための注意点の周知徹底を行った。 ・訓練の最後には、訓練内容についての簡易的なテストを実施し、各自の理解度を確認するとともに、テストの答え合わせ及び解説を行うことで訓練効果を高めるよう努めた。	11月10日
③	区民課各区民係及び住民記録係において操作権限が付与された職員 （計147名（注4）） ※休職や産休・育休により不在の職員は除く。	1. 緊急時対応計画に基づき、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認 2. 緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発	・②の訓練を受講した係長級職員が講師となり、所属職員に対し訓練を実施した。 ・訓練では、緊急時を「障害」及び「不正行為」の2つに区分し、それぞれの連絡体制と対応手順を確認した。加えて、緊急事態を誘発しかねない事象について啓発を行った。特に、統合端末から離席する際のログオフや統合端末の不正利用を防止するための注意点の周知徹底を行った。 ・訓練の最後には、訓練内容についての簡易的なテストを実施し、各自の理解度を確認するとともに、テストの答え合わせ及び解説を行うことで訓練効果を高めるよう努めた。	11月10日 ～ 12月1日
④	情報管理課その他住基ネットを利用する部署（注3）において操作権限が付与された職員 （計100名（注4）） ※休職や産休・育休により不在の職員は除く。	1. 緊急時対応計画に基づき、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認 2. 緊急事態を誘発しかねない事象に対する啓発	・情報管理課住民情報担当職員が講師となり、住基ネットを利用する各課の代表者に対し訓練を実施した。その後、訓練を受講した者が所属課の住基ネットを利用する職員に対し訓練を実施した。 ・訓練では、緊急時を「障害」及び「不正行為」の2つに区分し、それぞれの連絡体制と対応手順を確認した。加えて、緊急事態を誘発しかねない事象について啓発を行った。 ・訓練の最後には、訓練内容についての簡易的なテストを実施し、各自の理解度を確認するとともに、テストの答え合わせ及び解説を行うことで訓練効果を高めるよう努めた。	11月14日 ～ 12月7日
⑤	情報システム担当課長 住民情報担当係長 情報管理課住基ネット担当職員 区民課長 住民記録係長 各区民係の係長級職員 区民課住基ネット担当職員 （計31名（注4））	1. 緊急時対応計画に基づき、緊急時の対応手順とそれに係る連絡体制の確認	・住基ネットのサーバに障害が発生したことを想定し、障害の発生を検知した区民係を起点として緊急時連絡体制に基づく連絡訓練を行った。 ・訓練では、住基ネット業務を行っている各区民係に対し、障害の発生及び復旧の連絡を行った。さらに、復旧後に各区民係に障害の影響があった件数を報告させ、集計する手順についても確認を行った。また、訓練の実施時には東京都、保守業者等の庁外の連絡先の確認を行った。	11月28日

<注釈>

（注1）緊急時対策会議構成員は、「杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程」により定められており、統括責任者（副区長）、政策経営部デジタル戦略担当部長、総務部危機管理室長、区民生活部長、政策経営部情報管理課長、政策経営部情報システム担当課長、総務部危機管理室危機管理対策課長、区民生活部区民課長及びその他統括責任者が必要と認める者により構成される。

（注2）杉並区において「緊急時対応計画」に位置づけられるものは以下の2つ。
・杉並区住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画に関する要綱
・杉並区住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応手順

（注3）その他住基ネットを利用する部署とは、統合端末を自課の執務室内に設置せず、情報管理課内に設置してある統合端末を利用する部署を指す。訓練を実施した時点での該当部署は次のとおり。
課税課、保健福祉部管理課、国保年金課、障害者施策課、介護保険課、各福祉事務所、杉並保健所保健予防課、杉並保健所保健サービス課及び子ども家庭部管理課

（注4）令和5年12月1日現在の人数

以上

住民基本台帳ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する 職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

1 実施内容

(1) 目的

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の安定した運用を維持するためには、住基ネットに求められる人的セキュリティ対策が適正に実施されているかを確認することが必要である。

そのため、住基ネット安全措置実施状況等に関する職員自己点検（以下「自己点検」という。）は、住基ネット業務を行うにあたって講ずべきとされているセキュリティ対策が、各部署において適切に実施されているかを確認し、教育方法やセキュリティ対策実施上の問題点の改善等につなげることを目的として実施した。

また、集計した自己点検結果について各部署に対し振り返りを行い、職員の業務意識の向上を図る。

(2) 期間

自己点検の配布 : 令和5年11月2日

自己点検の回答締切 : 令和5年11月28日

(3) 対象

住基ネット業務に従事する職員（対象課：11課 対象者数：258名）

（休職や産休・育休により不在の職員を除く。）

(4) 自己点検内容

設問は、「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表 市区町村版」（略称：チェックリスト）を参考に作成した。昨年度と同様に職責や業務内容に応じて設問を分け（職責に応じ7問～49問）、5種類の自己点検を実施した。

事実に合致した回答を引き出し、各職場の実態についてより正確に把握するために、自己点検は無記名方式としている。ただし、昨年度と同様に、セキュリティ教育における初任者の理解度が低い部分を把握し、初任者教育等の改善やより効果的な振り返りを行うために自己点検に従事年数を記載させる欄を設けている。従事年数は「1年目」と「2年目以上」の2択のみで回答させることとし、回答した職員が特定されないよう匿名性への配慮を行った。

2 回答結果

自己点検調査対象の全員から回答を受けた（回答率 100%）。住基ネット業務を行うにあたって講ずべきとされているセキュリティ対策の実施状況は、下表のとおり。

区分	対象者数	設問数	全設問における適正実施率(正答数/回答数)の平均					
			令和5年度			(参考) 令和4年度		
			1年目	2年目以上	全体	1年目	2年目以上	全体
情報管理課 住民情報担当	2	43		100%	100%		100%	100%
区民課住民記録係 係長級及び 住基ネット担当	8	49	100%	100%	100%	97%	100%	99%
区民課係長級	24	40	97%	100%	99%	100%	100%	100%
区民課一般職員等	126	20	97%	98%	98%	97%	98%	98%
その他住基ネットを利用する部署※1	98	7	98%	99%	99%	99%	99%	99%

※1 情報管理課、課税課、保健福祉部管理課、国保年金課、障害者施策課、介護保険課、各福祉事務所、杉並保健所保健予防課、杉並保健所保健サービス課及び子ども家庭部管理課。

3 重点項目について

(1) 重点項目1「離席時における住基ネット端末(以下「統合端末」という。)のログオフの徹底」について

関連する設問の回答結果は、下表のとおり。

	重点項目1に係る設問	令和5年度			(参考) 令和4年度		
		従事年数	はい	いいえ	従事年数	はい	いいえ
①	統合端末において、ログインしたまま離席している状態(以下「放置端末」という。)を見かけたことはない。	1年目	91%	9%	1年目	85%	15%
		2年目以上	87%	13%	2年目以上	86%	14%
		全体	88%	12%	全体	86%	14%
②	放置端末を見かけた場合で周囲に職員がいる場合は、ログオフを忘れていないか声をかけていますか。	1年目	75%	25%	1年目	73%	27%
		2年目以上	83%	17%	2年目以上	96%	4%
		全体	81%	19%	全体	89%	11%
③	放置端末を見かけた場合、ログオフを忘れていない職員が不明な場合は、速やかにログオフしていますか。	1年目	100%	0%	1年目	100%	0%
		2年目以上	100%	0%	2年目以上	100%	0%
		全体	100%	0%	全体	100%	0%

【集計結果】

昨年度と比較し、放置端末を見かけたことがあると回答した割合（設問の回答を「いいえ」とした割合）は、全体として減っていることが確認できた。この運用が定着しつつあることから、声をかけられた職員の統合端末からのログオフに対する意識が高まり、放置端末を見かける割合が昨年度よりも減少していると推察される。

ただし、従事年数が2年目以上の職員のログオフの声かけをしている割合が減っている。それらの理由について確認すると、操作員を特定できなかった等の理由で、声をかけずにログオフしているということが確認できた。このことから、引き続き、離席時の統合端末からのログオフ及び放置端末発見時の声かけ・速やかなログオフについて、改めて徹底していく。

(2) 重点項目2「緊急事態が発生したときの緊急時連絡体制の確認」について

関連する設問の回答結果は、下表のとおり。

		令和5年度			(参考) 令和4年度		
		従事年数	はい	いいえ	従事年数	はい	いいえ
①	緊急時に備え、各係に配布している住基ネット緊急時連絡体制表の保管場所（掲示場所）を知っているか。 (区民課一般職員等が回答対象)	1年目	76%	24%	1年目	88%	12%
		2年目以上	95%	5%	2年目以上	99%	1%
		全体	90%	10%	全体	96%	4%
②	住基ネットのシステム障害を発見したときや、不正行為(不正アクセスやウイルス感染等)を発見したときは、すぐに所属係長へ報告をし、経過や窓口の対応件数の記録を残す必要があることを知っているか。 (区民課一般職員等が回答対象)	1年目	100%	0%	1年目	100%	0%
		2年目以上	100%	0%	2年目以上	100%	0%
		全体	100%	0%	全体	100%	0%
③	住基ネットのシステム障害を発見したときや、不正行為を発見したときは、すぐに情報管理課住民情報担当へ報告する必要があることを知っているか。 (その他住基ネットを利用する部署が回答対象)	1年目	100%	0%	1年目	100%	0%
		2年目以上	100%	0%	2年目以上	100%	0%
		全体	100%	0%	全体	100%	0%

【集計結果】

① について

昨年度に比べ、緊急時連絡体制表の保管場所（掲示場所）を知っている職員の割合が全体的に減っている。そのため、区民課係長会にて保管場所の周知徹底について改めて依頼した。

② について

昨年度と同様、100%の適正実施率となった。障害等発生時の報告や対応の記録について、職員に十分認識されていることがわかった。

③ について

昨年度と同様、100%の適正実施率となった。システム障害を発見した際に、所属係長又は情報管理課住民情報担当に報告する必要があることが、職員に十分認識されていることがわかった。

4 結果を受けての対策について

- (1) 自己点検の集計後、各部署に対しその結果を報告する。併せて、自己点検から浮き彫りになったセキュリティ対策上の課題について、情報管理課住民情報担当又は区民課住民記録係からの振り返りを行い、住基ネット業務における人的セキュリティ対策の徹底に努める。
- (2) 令和6年度の初任者教育等において当該自己点検結果を活用し、業務意識の向上を図る。特に、従事年数が1年目の職員の適正実施率が低い設問については重点的な研修を行い、人的セキュリティの向上に努める。
- (3) 離席時における統合端末からのログオフを徹底するため、研修や職場会等で引き続き注意喚起を行う。

また、手続きの途中で一度窓口を離れる場合でも忘れずにログオフすること、放置端末を見かけた際にログオフを忘れていると思われる職員に声をかけること、ログオフを忘れていたと思われる職員が判明しない場合は、放置端末を発見した職員が速やかにログオフすることなど、統合端末の不正操作を防止するためのルールを引き続き周知徹底する。

以上

情報提供ネットワークシステム 接続運用規程に基づく自己点検の実施結果について

1 接続運用規程に基づく自己点検の概要

情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供 NWS」）に接続している機関は、デジタル庁策定の情報提供 NWS 接続運用規程に基づき、1 年に 1 回安全管理措置の自己点検を実施することと定められている。その自己点検は、デジタル庁が定めた点検表の安全管理措置の設問ごとに、措置済か否かを回答する方法で実施している。

今年度はデジタル庁への回答期限が、杉並区住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会の開催前であったため、デジタル庁への提出前に当該部会委員に事前点検を依頼し、その点検結果に基づき回答をしている。

2 区における自己点検の実施方法

区では、デジタル庁が定めた設問に対して、区として統一的な判断基準を設け、当該基準に基づき、自己点検を行った。

（1）自己点検の対象課

- ・情報管理課
- ・情報連携実施課（17 課）※1

※1 人事課、区民課、課税課、納税課、保健福祉部管理課、国保年金課、障害者施策課、高齢者在宅支援課、介護保険課、各福祉事務所、健康推進課、保健予防課、保健サービス課、子ども家庭部管理課、地域子育て支援課、保育課、住宅課

（2）実施期間

令和 5 年 9 月 11 日～令和 5 年 9 月 15 日

3 点検表の変更点について

前年分からの変更はなし

4 自己点検の結果について

接続運用規程で講じるべきとされているセキュリティ対策等は、下表のとおり全て実施されていた。

	項目	点検項目数 ※2	措置実施率
1	安全管理措置の基本的枠組み <ul style="list-style-type: none"> ・組織・体制の整備 ・対策推進計画の策定 ・情報セキュリティ関係規程の運用 ・教育 ・情報セキュリティインシデントへの対処 ・情報セキュリティ対策実施状況の点検 ・情報セキュリティ対策の見直し 	13 問	100%
2	外部委託 <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託 	6 問	100%
3	情報システムのライフサイクル <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムに係る文書等の整備・管理 ・情報システムのライフサイクルの各段階における対策 ・情報システムの運用継続計画 	9 問	100%
4	情報システムのセキュリティ要件 <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の要件 ・情報システムのセキュリティ機能 ・情報セキュリティの脅威への対策 	23 問	100%
5	情報システムの構成要件 <ul style="list-style-type: none"> ・端末・サーバー装置等 ・通信回線 ・その他 	35 問	100%
合 計		86 問	100%

※2 区の点検項目は、全 94 問中の 86 問。残りの 8 問（点検項目 30、31、43、64、70、71、72、93 番）については、地方公共団体情報システム機構が集約機関として回答する内容等であるため点検対象外。

情報提供ネットワークシステム緊急時対応訓練の実施結果について

1 目的

情報提供ネットワークシステムは、現在、安定した運用が維持されているが、情報提供において不正アクセス・不正プログラム被害やネットワーク機器の故障などの情報セキュリティインシデントが発生した場合、安全性確保のための対応が必要になる。当該対応を迅速かつ適切に行うために、平常時からの備えとして、情報提供 NWS 緊急時対応訓練を実施した。

2 訓練内容

情報提供ネットワークシステムにおいて、ネットワークを当面停止する必要がある障害が発生したことを想定し、緊急時の情報連絡体制の確認を行った。なお、訓練は、より実態に沿った内容とするために、情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づきデジタル庁が実施する「情報提供ネットワークシステム異常時対応訓練」の機会を利用し実施した。

また、本障害の規模を区民生活や行政への広範な被害が発生するインシデントレベル 3 と想定し、CSIRT 構成員（※）等への役割・連絡確認をあわせて行った。

3 訓練結果

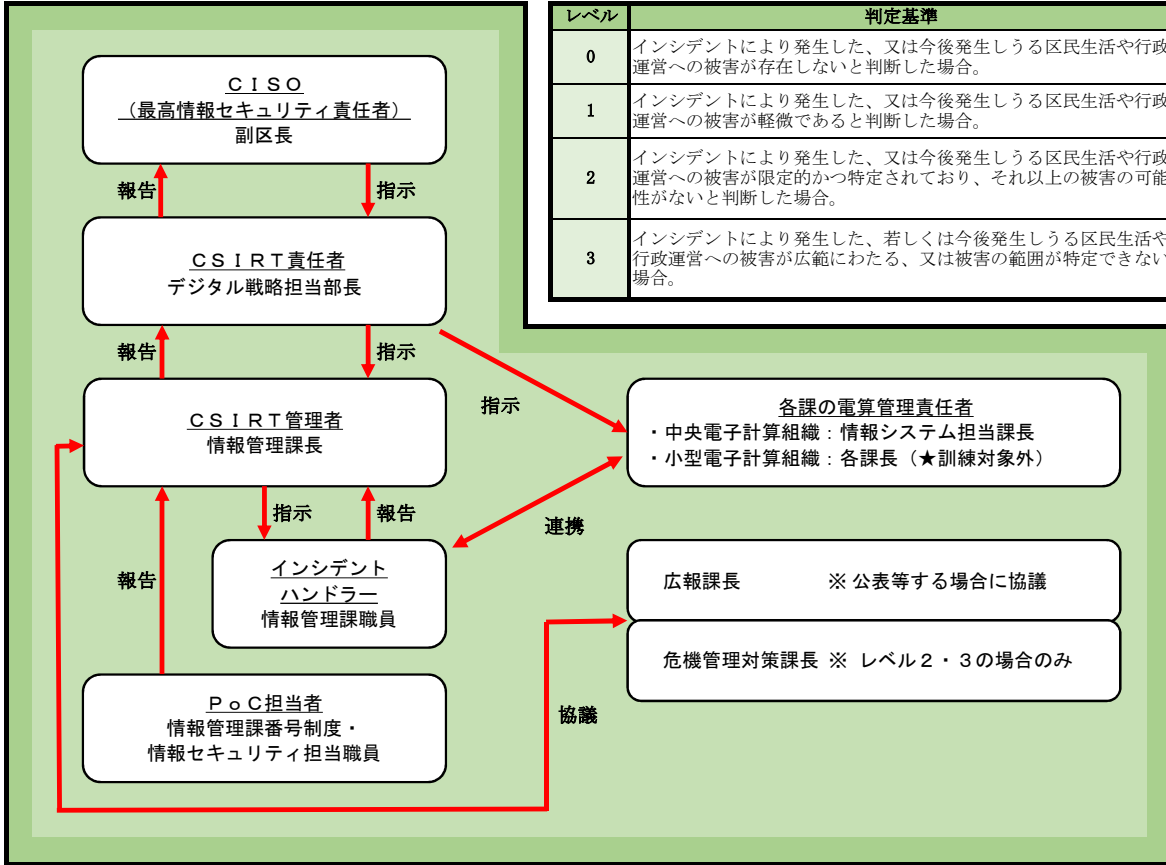
訓練の対象及び訓練結果は下表のとおり。

対象	訓練結果
情報管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル庁から障害情報（訓練情報）を受信し、インシデント発生時の窓口である Poc 担当（CSIRT 構成員）へ報告を行った。 ○情報連携実施課への障害情報の連絡訓練を行い、全情報連携実施課に確実に情報が伝達されていることを確認した。
情報連携実施課	<ul style="list-style-type: none"> ○情報管理課から障害情報を受信した際の対応について確認を行った。 ○情報提供ネットワークシステム業務に従事する職員に対して、障害情報の共有を行った。
CSIRT 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ○杉並区 CSIRT 情報連絡体制に沿って、障害情報の共有を行った。 ○緊急時における各構成員の役割確認を行った。

※CSIRT 構成員及びその役割等については別紙のとおり。

4 訓練実施日

令和 5 年 11 月 16 日



インシデント発生時の主な所掌事項一覧

名称	役職・課	インシデント発生時の主な所掌事項等
CISO 最高情報セキュリティ責任者	副区長	・CSIRT責任者への指示を行う。
CSIRT責任者	デジタル戦略担当部長	・CSIRTの総括を行う。 ・CISOへの調整及び報告を行う。 ・電算管理責任者へのインシデント対応の指示を行う。
CSIRT管理者	情報管理課長	・インシデントレベルを判定する。 ・インシデント対応の指示及び進行管理を行う。 ・CSIRT責任者への報告を行う。 ・危機管理対策課、広報課と対応について協議する。
電算管理責任者	中央電算 情報システム担当課長 小型電算 各課長 (★訓練対象外)	・インシデント対応について、CSIRT責任者の指示に従う。
インシデントハンドラー	情報管理課職員	・CSIRT管理者の補佐を行う。 ・インシデント対応を行う。 ・CSIRT管理者にインシデント対応の進行状況等について報告し、指示を受ける。
PoC担当者	情報管理課番号制度・ 情報セキュリティ担当職員	・インシデントの通報を受けた場合、速やかにCSIRT管理者に報告する。
協議先I	危機管理対策課長	・レベル2・3の場合、危機管理対応についてCSIRT管理者と協議する。
協議先II	広報課長	・公表を行う場合は、CSIRT管理者と協議し、その結果をCSIRT責任者に報告し、承認を得る。

情報提供ネットワークシステム安全措置実施状況等に関する 職員自己点検の実施結果と結果を受けての対策について

1 実施内容

(1) 目的

情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置には、情報提供ネットワークシステムに係る事務（以下「情報連携事務」という。）に従事する職員への教育が含まれる。デジタル庁の実施する自己点検では、各情報連携事務における教育の実施状況を確認することはできるが、当該教育内容に係る各職員の理解度を把握することは難しい。

本自己点検は、各職員の理解度を把握し、教育の有効性の評価を行うことで、教育内容の改善等につなげることを目的として実施する。

(2) 期間

令和5年11月6日から令和5年11月27日まで

(3) 対象

情報連携事務に従事する職員

（対象課：17 課 対象人数：185 名 ※休職や産休・育休により不在の職員を除く。）

(4) 実施方法

情報連携端末を所管課に設置している課と情報管理課に設置してある情報連携端末を使用する課に分け、設問毎に「はい」又は「いいえ」で回答し、必要に応じその回答理由等を記載する。

自己点検は、各部署の従事年数の違いによる理解度の差を正確に把握するため、従事年数（「1年目」又は「2年目以上」の2択のみ）を回答させるとともに、職員が特定されないよう、無名で行った。

2 回答結果

自己点検調査対象の全員から回答を受けた（回答率 100%）。全設問における適正実施率の平均は下表のとおり。

区分	対象者数	設問数 ※1	全設問における適正実施率（正答数／回答数）の平均					
			令和5年度			（参考）令和4年度		
			1年目	2年目以上	全体	1年目	2年目以上	全体
情報連携端末を自課に置いている課 ※2	172	19	91%	96%	95%	95%	98%	97%
情報管理課に設置してある端末を使用する課 ※3	13	16	100%	95%	95%	95%	98%	97%

※1 集計対象の設問のみ。（自由記述の「設問7 関連設問」、「設問20」、「設問21」は集計対象外とする）

※2 情報管理課、人事課、区民課、課税課、納税課、国保年金課、障害者施策課、介護保険課、各福祉事務所、杉並保健所保健予防課、杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部管理課、地域子育て支援課。

※3 保健福祉部管理課、高齢者在宅支援課、保育課、住宅課。

3 昨年度に比べて改善した項目、主な課題及びその対策等

（1）「情報連携端末のログアウトの徹底」について

設問No.	設問内容	令和5年度			（参考）令和4年度		
		従事年数	はい	いいえ	従事年数	はい	いいえ
7	情報連携端末が、ログインされたまま放置されている状況を見かけたことがある。（情報照会機能を持つ住民情報システムでは、職員IDやパスワードを入力しなくても情報照会機能を操作できる状態を指す）	1年目	2%	98%	1年目	7%	93%
		2年目以上	1%	100%	2年目以上	0%	100%
		全体	2%	98%	全体	3%	97%

昨年と比べて、ログインされたまま放置されている端末を見かけた全体的な割合が減少している。悪意ある第三者に閲覧や検索を行われるリスクがあるため、離席時のログオフや発見時の声掛けを徹底していく。

(2) 「DV・虐待等被害者等支援対象者への不開示フラグ・自動応答不可フラグの設定」について

設問 No.	設問内容	令和5年度			(参考) 令和4年度		
		従事年数	はい	いいえ	従事年数	はい	いいえ
15	DV・虐待等被害者等支援対象者の団体内統合宛名番号には、その支援措置を所管する課が、不開示フラグ・自動応答不可フラグを設定することを知っている。	1年目	91%	9%	1年目	83%	17%
		2年目以上	96%	4%	2年目以上	96%	4%
		全体	95%	5%	全体	93%	7%

昨年と比べて、1年目の職員の理解度が向上している。DV・虐待等被害者等への支援措置については、区民の生命や安全に関わる非常に重要な項目であることから、確実な処理が求められる。自動応答不可フラグの設定・解除を行う職員は、情報連携事務に従事する職員の中でも限定されているとはいえ、全ての職員がこの内容を理解できるように、引き続き、周知を徹底していく。

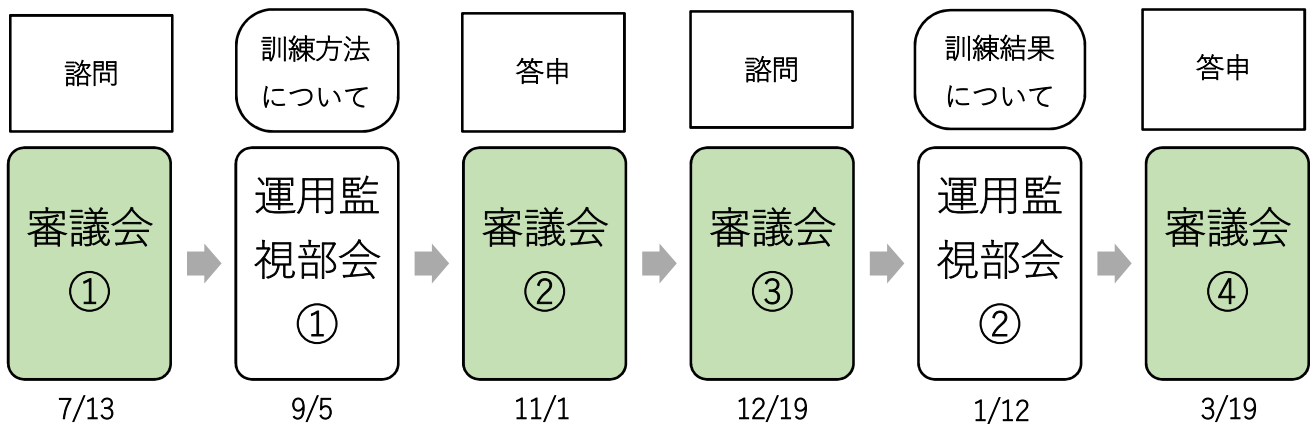
4 結果を受けての対策について

自己点検の集計結果について、各部署に対してその結果を報告する。併せて、セキュリティ対策上の課題について、情報管理課が整理の上、各課に共有することで、セキュリティ対策の向上を徹底していく。

特に、情報提供ネットワークシステムで異常が発生した時の対応については、適正実施率が低い結果となったため、システム障害時の対応について改めて各課に周知することで、各職員の理解度が向上するように対応する。

令和 6 年度の運用監視部会の運営について（議題外）

令和 5 年度（変更前）



令和 6 年度案（変更後）

